

## 豊かなコミュニティを持つ安全・安心なまちづくり

予測される南海トラフ巨大地震等の災害や事故から生命・財産を守るとともに、地域において生活しやすい環境を形成するため、コミュニティ豊かな安全で安心なまちづくりを進めます。

### 政策

#### 1

## 自助、共助が実践される防災力の高いまち (防災)

### SDGs への貢献



## 基本方針

地震、風水雪害等の災害による被害を最小限に抑えるため、日頃から建築物等の耐震化や非常用食料等の備蓄、自主防災会による防災訓練の実施等の「自助」「共助」の意識の高揚に努めます。また、施設や資機材、ネットワーク等の整備により、防災体制を充実させ、「防災力の高いまち」を目指します。

## 施策の内容

### 施策 1 防災意識の高揚

#### (1) 防災意識の高揚

○防災研修会、出前講座などを開催し、市民及び市職員の意識の高揚を図ります。

#### (2) 防災マップの配布

○市内危険箇所や避難所などを掲載した防災マップを全世帯に配布し、災害に対する知識の共有化を図ります。

### 施策 2 防災体制の充実

#### (1) 総合的な防災対策の推進

- 地震、風水雪害、富士山噴火など、様々な災害に対応した地域防災計画の見直しにより、総合的な防災対策に努めます。
- 国、県、他市町村、ライフライン\*を管理する関係機関、協定団体、ボランティア組織などとの連携強化を図り、防災体制の充実に努めます。
- 湧水の異常出水対策を素早く実施するため、地下水位を常時観測し、異常出水時の体制移行に備えます。

## (2) 自主防災組織の強化

- 自主防災会による各種防災訓練の実施を促進します。
- 防災資機材の整備や生活必需品などの備蓄を促進します。

## (3) 災害予防対策の推進

- 市の各種計画の中で既に位置付けられた施策や事業等を国土強靱化の視点から仕分け整理し、富士宮市国土強靱化地域計画の重点化プログラムとして位置付けし、推進します。
- 地震による火災の発生を防ぐため、市民や事業所などに対し、火災予防指導を推進します。
- 地震による家屋倒壊、家具転倒などによる被災者を一刻も早く救出するため、「わが家は大丈夫！黄色いハンカチ作戦\*」の周知を引き続き図ります。
- 地震の揺れに伴う電気機器からの出火及び停電復旧時に起こる火災の発生を防ぐため、各家庭における感震ブレーカーの設置を推進します。

### 施策3 防災施設等の整備

#### (1) 消防施設・設備の整備

(「消防」(127ページ)の項 参照)

#### (2) 防災情報ネットワークの整備

- 緊急通報システム\*や被災者支援システム\*、防災無線などにより、災害発生時の職員動員体制の強化と市民への災害情報の的確・迅速な伝達体制等の整備を図ります。

#### (3) 防災施設・資機材の整備

- 指定避難所の感染症への対策を実施するとともに、防災倉庫の増設、自主防災会からの要望による可搬ポンプの配備、防災倉庫の設置に努めます。

#### (4) 生活必需品などの確保

- 静岡県第4次地震被害想定 of 被災者数に必要な非常用食料を確保するとともに、トイレ、パーティションなどの備蓄や調達体制の確立に努めます。

### 施策4 建築物の耐震対策の推進

#### (1) 建築物の耐震対策の推進

- 昭和56年5月以前に建築された建築物の耐震診断や耐震補強を進めます。

#### (2) 被災建築物に対する安全対策の推進

- 余震等による2次災害を防止するため、速やかに危険度判定ができるよう、平常時から関係機関との訓練を通じて連携の強化を図ります。

### 施策5 国民保護法に基づく体制の整備

#### (1) 国民保護法に基づく体制の整備

- 武力攻撃等から市民を守るため、国民保護計画に基づき、必要な啓発、訓練、避難体制の整備を行います。

## みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
防災訓練に参加する人の割合を増やします。	38.3%	44.7% →	<b>46.0%</b>
非常用食料の備蓄数を維持します。	15 万食	51.5 万食 →	<b>51.5 万食</b>
木造住宅の耐震補強工事を進めます。(実施率)	4.9%	6.8% →	<b>10.1%</b>

## 主要な事業

事業名	事業内容
防災用施設・資機材等整備事業	非常用食料の購入ほか
TOUKAI-0 事業	未耐震化住宅の個別訪問、建築物の耐震診断、耐震補強工事、ブロック塀改修など
防災都市づくり計画策定事業	防災都市づくり計画の策定



防災訓練（災害対策本部）

- ※ **ライフライン** ▶ 市民生活の基盤となる生命線。電気、ガス、上下水道、電話、交通、通信などの生活に必要なインフラ設備のこと。
- ※ **わが家は大丈夫！黄色いハンカチ作戦** ▶ 災害時に「わが家は大丈夫」だから「他の人を助けてほしい」という目印として、道路から見える場所に黄色いハンカチを掲げ、安否確認を短時間で容易に行うもの。
- ※ **緊急通報システム** ▶ 災害発生時等に、職員等の携帯電話などに一斉通報を行い、災害時の初動体制を迅速にするためのシステムのこと。
- ※ **被災者支援システム** ▶ 災害発生時に自治体が担う復旧・復興業務を支援するための様々な機能が搭載されたシステムのこと。



## 政策

## 2

## 災害に迅速に対応する体制が充実したまち (消防)

## SDGs への貢献



## 基本方針

市民の生命、身体及び財産を守るため、災害や事故の多様化及び大規模化、住民ニーズの多様化や高齢人口の増加等、環境の変化への確に対応する体制を充実します。また、消防団も含めた消防体制を強化するとともに、救急体制や火災予防体制の充実も図ります。

## 施策の内容

## 施策1 消防体制の強化

## (1) 消防体制基盤の充実

- 分署出動隊の専任化を目指し、消防力の強化を図ります。
- 職員の資質向上を図るため、各種研修に参加するとともに、資格取得を促進します。

## (2) 消防施設・設備の整備

- 更新計画に基づき、消防車両の更新に取り組みます。
- 災害の多様化に対応できる救急・救助用資機材等の整備を図ります。
- 消防水利が不足している地域に対して、重点的に耐震性防火水槽や消火栓を整備します。
- 災害発生時における迅速かつ的確な消防体制を維持するため、消防庁舎の整備について、移転を含め検討します。

## (3) 住民サービスの維持向上

- 救急需要の増大や災害の多様化、大規模化に対応するため、富士市と共同運用している消防指令センターを有効活用した連携体制のより一層の強化充実について、調査・研究に取り組みます。
- 緊急性の高い救急事案にできるだけ早く救急車を投入できるよう「救急車の適正利用」について、周知を図ります。



## 施策2 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

### (1) 消防団の活性化

- 幼少期からの地域愛護の精神と地域防災の意識を育む施策を実施するとともに、消防団員が活動しやすい環境を整え、性別に関係なく、入団を促進します。
- 人口減少、少子高齢化を見据え、将来にわたり持続可能な消防団組織の構築を目指します。

### (2) 団員の資質の向上

- 消防学校での教育訓練に積極的に参加します。
- 救命講習のほか各種講習会等に参加し、知識・技術の習得を促進します。

### (3) 消防団施設・設備の整備

- 老朽化している消防団詰所の整備を進めます。
- 更新計画に基づき、消防車などの更新に取り組みます。
- 安全装備品や救助活動用資機材・地域特性を考慮した消火資機材の充実・強化を図ります。

## 施策3 火災予防の推進

### (1) 防火対象物等の防火・防災安全対策への取組

- 建物（防火対象物）の利用者が安心して利用することができるよう、防火対象物への立入検査を実施し、防火管理体制、消防用設備、危険物施設等の適正な維持・管理の指導強化を図ります。
- 講習会の開催により防火管理者を育成し、適切な防火管理の指導強化を図ります。

### (2) 住宅用火災警報器の設置率の向上

- 住宅用火災警報器の設置の普及を図るとともに、取扱方法や維持管理についての広報を実施します。

### (3) 防火協力団体の育成強化

- 広報や各種イベントの開催を通じて防火意識の高揚を図り、各防火協力団体の育成と充実を図ります。

## 施策4 救急・救助体制の整備

### (1) 救急体制の充実

- メディカルコントロール体制\*を通じて、医療機関との連携を強化し、救急隊員の資質向上を図ります。
- 救急救命士の養成を図り、より高度な救急活動を推進します。

### (2) 救助体制の充実

- 救助技術の高度化や特殊災害に対応できるよう、隊員の育成を図ります。
- あらゆる災害に対応できるよう、救助用資機材の整備を図ります。

みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
耐震性防火水槽を整備します。	660 基	686 基 →	<b>717 基</b>
消防団員数を確保します。(充足率)	89.8%	86.0% →	<b>100%</b>
救急救命士を増やします。	21 人	29 人 →	<b>41 人</b>

主要な事業

事業名	事業内容
消防団詰所整備事業	消防団詰所の建替え
消防車両等更新事業	消防車両等の更新
消防団救助活動用資機材整備事業	消防団への救助活動用資機材の強化充実
耐震性防火水槽設置事業	耐震性防火水槽の設置
消防指令センター整備事業	高機能指令システムの更新



保育園で消防団による花火教室



消防団操法大会



※ **メディカル  
コントロール体制**

▶ 救急現場から医療機関へ搬送されるまでの間に、医学的観点から救急隊員が行う応急処置等の質を保証するため、医師等からの指示・指導・助言体制、救急活動の事後検証体制及び病院実習等の再教育体制を整備し運用していく体制のこと。

序論

後期基本計画

基本構想

資料編

SDGs への貢献



基本方針

誰もが安全で安心して暮らせるよう、警察等の関係機関との協力関係を密にするとともに、市民協働により、多様化する犯罪を地域が一体となって防止する体制の強化を図ります。また、配偶者等からの暴力を容認しない地域づくりを推進するとともに、被害者が安心して相談できる体制を確保します。

施策の内容

施策1 防犯体制の強化

(1) 防犯活動の充実

- 地域における自主防犯組織の立ち上げや持続的な活動をサポートします。
- 警察、防犯協会、防犯活動団体並びに市それぞれの団体が事業の推進を図るとともに、連携を強化し、市民一丸となった防犯体制を強化します。
- 通学路の安全確保のために、自治会が防犯カメラを設置する活動を支援します。
- 犯罪にあわれた方々への支援の充実を図ります。

(2) 防犯施設の整備

- 夜間における歩行者などの安全確保のため、防犯灯の適正な配置と地域住民と連携した維持・管理に努めます。また、省エネルギーの推進と管理の効率化のため、LED灯などへの切替えや新設を促進します。
- 公共施設、通学路等における犯罪を未然に防ぐため、防犯カメラの設置を推進します。

施策2 暴力団追放運動の推進

(1) 暴力団追放運動の推進

- 「暴力団追放三<sup>プラスワン</sup>ない運動 + 1<sup>\*</sup>」の周知に努めるとともに、警察や暴力団追放運動推進センターとの連絡を密にして、市民を暴力団の被害から守ります。
- 暴力団をはじめあらゆる暴力を社会から追放し、「明るく住みよい富士宮市」の建設を実現することを目的に、安全・安心まちづくり市民大会を実施し、市民意識の高揚を図ります。

**施策3 青少年非行の未然防止****(1) 非行防止指導の強化**

〔「青少年健全育成」(101 ページ) の項 参照〕

**施策4 配偶者等からの暴力のない地域づくりの推進****(1) DV※防止の広報・啓発**

- 広報紙、ホームページ、パンフレットなどにより DV の防止と早期通報を呼びかけるとともに、DV 相談窓口の周知と対応の充実に努めます。
- 市民向けの DV 防止講座、若い世代を対象にしたデート DV 防止講座などを実施し、「DV を許さない見逃さない地域づくり」に努めます。

**(2) DV 被害者の支援体制の充実**

- 専任の女性相談員を中心に、DV 被害者の立場と意思を尊重した相談支援を実施します。
- DV 被害者の保護及び生活再建に向けて、関係機関と連携した切れ目のない支援を実施します。

**みんなで目指す目標値**

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
防犯パトロール実施者を増やします。	155 人	284 人 →	<b>350 人</b>
市内における刑法犯認知件数を減らします。	843 件	509 件 →	<b>460 件</b>

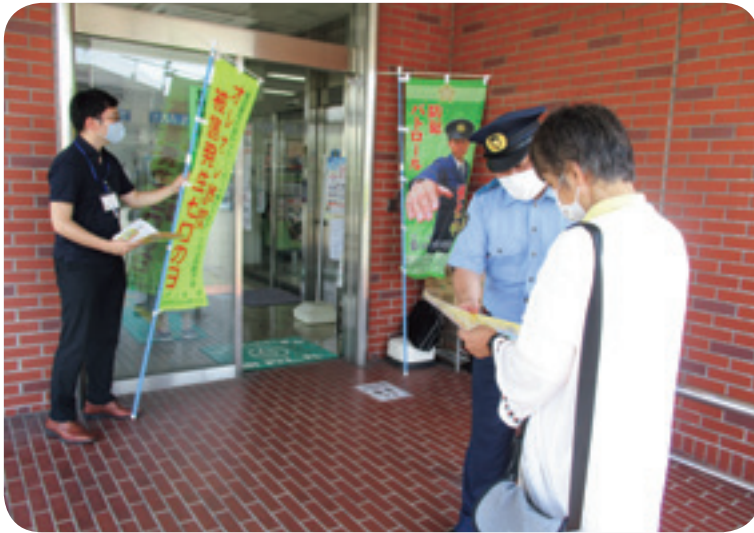
**主要な事業**

事業名	事業内容
防犯灯管理整備事業	自治会が管理する防犯灯の LED 化の支援
防犯カメラ設置事業	公共施設、通学路等における犯罪抑止のため、防犯カメラの設置を推進



※ 暴力団追放  
三不運動+1  
※ DV

▶ 「暴力を利用しない」「暴力を恐れない」「暴力団に金を出さない」の3つのスローガンに「暴力団と交際しない」を加えた暴力団追放運動のこと。  
▶ 「Domestic Violence (家庭内暴力)」の略。配偶者や恋人など、親しい関係の人から加えられる暴力のこと。



特殊詐欺防止の街頭広報



子ども安全隊「ヨウチエンジャー」



全国地域安全運動出発式



## 政策

## 4

## 交通安全意識が高い事故のないまち

## (交通安全)

序論

## SDGs への貢献



## 基本方針

交通安全運動等を通して、交通安全意識を高めるとともに、交通指導の強化や交通安全施設の整備に努めます。また、道路施設のユニバーサルデザイン化や放置自転車を排除することによって、市民が安全に安心して利用できる道路環境を整備します。

## 施策の内容

## 施策1 交通安全意識の高揚

## (1) 交通安全教育の強化

○意識の高揚を図るため、関係団体等と連携し、世代に応じた交通安全教育を強化します。

## (2) 交通安全活動の充実

- 自治会、関係団体、警察などと協力し、交通安全運動を推進します。
- 構成員を対象とした研修会を通じて、交通安全協力団体の育成と活動の充実を図ります。
- 高齢者の運転免許証自主返納を促し、高齢ドライバーの交通事故削減を図ります。
- 自転車の交通ルールの遵守と運転マナー向上のため、関係団体と連携し、啓発活動を行います。

## 施策2 交通安全施設の整備

## (1) 交通安全施設の整備

(「生活道路」(116ページ)の項 参照)

## (2) 道路環境の整備

(「生活道路」(116ページ)の項 参照)

## 施策3 交通秩序の維持

## (1) 交通指導・交通規制の強化

- 地域の実情に即した交通規制の実施について、関係機関と協議を行い、道路における安全性の確保を図ります。
- 交通指導員会や警察等と連携し、交通秩序の維持に努めます。
- 道路通行者の安全と良好な生活環境を確保するため、自転車の放置を防止します。

後期基本計画

基本構想

資料編



## 施策4 交通事故対策の充実

### (1) 救助・救出体制の強化

- 交通事故現場における救助活動を迅速かつ確実に実施するため、隊員の知識・技術の向上と救助資機材の整備を図ります。
- 救急救命士の養成を図り、より高度な救急活動を推進します。

### (2) 救済体制の強化

- 交通事故相談を充実するとともに、交通遺児に対する援護の充実に努めます。

### みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
交通事故を減らします。	1,128件	873件	640件

### 主要な事業

事業名	事業内容
交通安全指導事業	登校時における交通安全街頭指導ほか



交通安全の街頭広報



飲酒運転撲滅の広報活動

## 政策

## 5

## 公共交通が整備された便利なまち

## (公共交通)

序論

## SDGs への貢献



後期基本計画

## 基本方針

民間のバス路線を交通体系の軸とし、宮バスによる都市交通の利便性向上と、宮タクによる地域の生活交通を確保することで、誰もが利用できる公共交通体系の維持整備に努めます。

## 施策の内容

## 施策1 公共交通の充実

## (1) 公共交通機関の充実

- 民間のバス路線の維持及び宮バス・宮タクを運行することにより、市民の利便性を考慮した交通体系の整備に努めます。
- 宮タク未導入エリアの生活交通の利便性を向上させるため、宮タクの導入を検討します。
- 高齢者をはじめとする全ての市民の移動が円滑となるよう、国・県などとの連携・調整に努めます。

## (2) 公共交通施設の充実

- 利用者への各種案内や車両及び交通関連施設のユニバーサルデザイン化を推進するため、関係機関と調整を図ります。

## 施策2 公共交通の利用促進

## (1) 公共交通の啓発

- 公共交通の積極的な活用を促すため、利用方法などの周知に努めます。
- 市民が公共交通への関心を深め、その必要性を認識してもらえよう、生活の中に公共交通を取り込んでいく機会を提供します。

## (2) 公共交通を支える仕組みづくり

- バス停オーナー制度をはじめ、市民や事業者が公共交通を支える制度、体制を推進します。

基本構想

資料編

## みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
宮バス・宮タクの利用を促進します。	宮バス 5.92 人 / 1 便	宮バス 6.20 人 / 1 便	宮バス 7.00 人 / 1 便
	宮タク 1.92 人 / 1 便	宮タク 1.57 人 / 1 便	宮タク 2.00 人 / 1 便

## 主要な事業

事業名	事業内容
生活交通確保対策事業	宮バス・宮タクの運行及び民間バス路線を維持するための助成など



市民の足「宮バス」



予約で使える乗合タクシー「宮タク」

## 政策

## 6

## 安心して長く暮らせる居住環境のよいまち (住宅・住環境)

序論

## SDGs への貢献



後期基本計画

## 基本方針

富士山の豊かな自然や景観のもと、潤いと安らぎを感じながら健やかに暮らすことができるよう、時代の変化に対応した住宅政策を推進するとともに、各種制度等を活用して、魅力あふれる居住環境の形成を図ります。

## 施策の内容

## 施策1 住宅の整備

## (1) 市営住宅の適切な整備

- 耐用年数の経過により老朽化している市営住宅は、計画的な建替え又は長寿命化や用途廃止など適切な整備に取り組みます。
- 高齢者や障がい者等に配慮した市営住宅の整備を進めます。

## (2) 民間住宅建設への支援

- 民間住宅の建築に係る相談・助言体制の充実に努めます。

基本構想

## 施策2 宅地の整備

## (1) 基盤整備の推進

- 安心して快適な居住環境の創出と災害に強いまちづくりを推進するため、住宅市街地の基盤整備を図ります。

## (2) 宅地開発の指導・誘導

- 開発許可制度などに基づき、民間の宅地開発について、適切な指導・誘導を図ります。

資料編

## 施策3 居住環境の整備

## (1) 魅力ある居住環境の形成

- 建築協定、緑化協定、地区計画などを活用し、「富士山の庭園都市」にふさわしい潤いとゆとりある良好な居住環境の形成を進めます。
- 家族がいつまでも安心して暮らせるよう、社会情勢や地域のニーズに適切に対応した居住環境の整備を図ります。

## (2) 公共施設の整備の促進

〔「上下水道」(59 ページ)、「生活道路」(116 ページ)、「公園・緑地・水辺」(122 ページ)の項 参照〕

## (3) 狭あい道路の整備

○安全で安心な居住環境の確保と災害に強いまちづくりを推進するため、狭あい道路の整備を図ります。

### 施策4 空家の活用・管理

#### (1) 活用できる空家の有効な利用

- 空家の実態調査を行い、適切な管理と有効な利用を促進します。
- 実態調査により空家の利活用が進むよう、関係機関と連携を図ります。

#### (2) 特定空家等に対する対応

- 空家等対策の推進に関する特別措置法及び富士宮市空家等対策計画に基づき適切な措置を図ります。

### 施策5 集落拠点地域の形成

#### (1) 集落環境の維持向上

- 郊外部における既存中心集落の拠点性向上や、集落環境の整備を進めるとともに、地域の特性を生かした定住推進などを支援します。

### みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
市営住宅の安全性を高めます。 (バリアフリー化率)	28.4%	62.5% →	95.1%
空家等に関する相談会・講座等の充実を図ります。	—	1回 →	5回

### 主要な事業

事業名	事業内容
市営万野住宅建替事業	市営万野住宅の建替え
市営住宅長寿命化事業	バリアフリー化など
空家対策総合支援事業	空家等除却工事費補助金など
第一種低層住居専用地域居住環境整備事業	土地利用現況調査結果に基づき、建ぺい率・容積率の緩和を進める

## 政策

## 7

## コミュニティ豊かな地域活動が活発なまち (コミュニティ活動)

## SDGs への貢献



### 基本方針

市民のコミュニティ意識の高揚と自治会への加入促進の支援を行います。また、自治会等の地域コミュニティ組織及びその指導者の支援・育成と組織間の連携を推進するとともに、活動の拠点となる集会施設の整備、子どもたちの安全な遊び場としてのコミュニティ広場等の取得に努めます。

### 施策の内容

#### 施策1 地域活動の充実

##### (1) 組織・指導者の育成・支援

- 自治会の区長及び町内会長を対象とした視察や研修の実施による自治会指導者の育成、自治会間の意見交換などによる情報共有を行い、連携を強化します。
- 自治会で抱える問題等を把握し、解決に向けた支援を行います。
- 自治会運営における事務負担の軽減を図るため、ICTの利用を支援します。

##### (2) 活動への支援

- 地域活動への意識の高揚を図るため、体育祭や文化祭、防犯活動などを支援します。
- 市民によるコミュニティ活動が活発化し、安心して積極的に活動に取り組めるよう、市民活動災害補償制度を実施します。

##### (3) 自治会加入の促進

- 集合住宅等の着工時に、施主に依頼し、入居者の自治会加入を促進します。
- 転入者にチラシを配布し、自治会加入を促進します。
- 富士宮市区長会との協力により、未加入者に対し、共助による地域コミュニティの必要性などを呼び掛け、自治会の加入促進に努めます。



## 施策2 持続可能な地域コミュニティの推進

### (1) 地域を担う人材育成

○地域の人材を活用しながら、次世代を担う若者が地域を知り、愛着を持てるような社会教育活動を推進し、地域づくりの担い手の育成や人と人とのつながりを進めます。

### (2) 多様な団体との協働

○自治会等地域コミュニティ団体と、NPO 等民間団体との交流や協働を支援し、多様化した地域の課題解決につなげます。

## 施策3 施設の整備・充実

### (1) 区民館等の整備の支援

○自治会が設置する区民館等の建設や修繕などの費用、コミュニティ広場等の用地取得費を支援します。

○施設整備を図る際に必要となるため、自治会が行う認可地縁団体の認可申請手続きを支援します。

### (2) 地域交流拠点施設の整備

○地域の交流拠点施設である（仮称）富士根交流センターの整備を進め、地域での社会教育活動や交流活動の活性化を促進します。

## みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
自治会加入世帯を増やします。	39,635 世帯	40,004 世帯 →	40,500 世帯

## 主要な事業

事業名	事業内容
地域コミュニティ施設整備事業	自治会が設置する区民館等の建設及び修繕などの費用並びにコミュニティ広場等の用地取得費用の補助
地域交流拠点施設整備事業	(仮称) 富士根交流センターの整備

## 政策

## 8

## 消費者が安全・安心に生活できるまち

## (消費生活)

序論

後期基本計画

## SDGs への貢献



## 基本方針

消費者被害を未然に防止し、安全で安心な消費生活を営むことができるよう、消費生活センターを拠点に関係部門と連携し、消費者教育と相談体制の充実を図ります。また、消費に関する知識の普及・啓発とともに情報提供を行い、消費者団体の育成、支援を推進します。

## 施策の内容

## 施策1 消費者教育の推進

## (1) 消費者意識の高揚

○悪質商法の手口は複雑・多様化し、被害が後を絶たないため、消費者教育推進計画に基づき、市民団体や高齢者などを対象に出前講座や消費者被害未然防止キャンペーン、市民生活講演会の開催などを通じて、消費者の意識の高揚を図ります。

## (2) 消費者団体の育成・支援

○消費生活の安定及び向上を図る活動をする団体に対し、消費者被害未然防止キャンペーンへの参加等、協働しながら育成・支援します。

## 施策2 消費者の保護

## (1) 消費生活・市民相談体制の充実

○複雑化・多様化する市民生活問題などに対応するため、消費生活相談員の研修を充実させ、相談体制の強化を図ります。

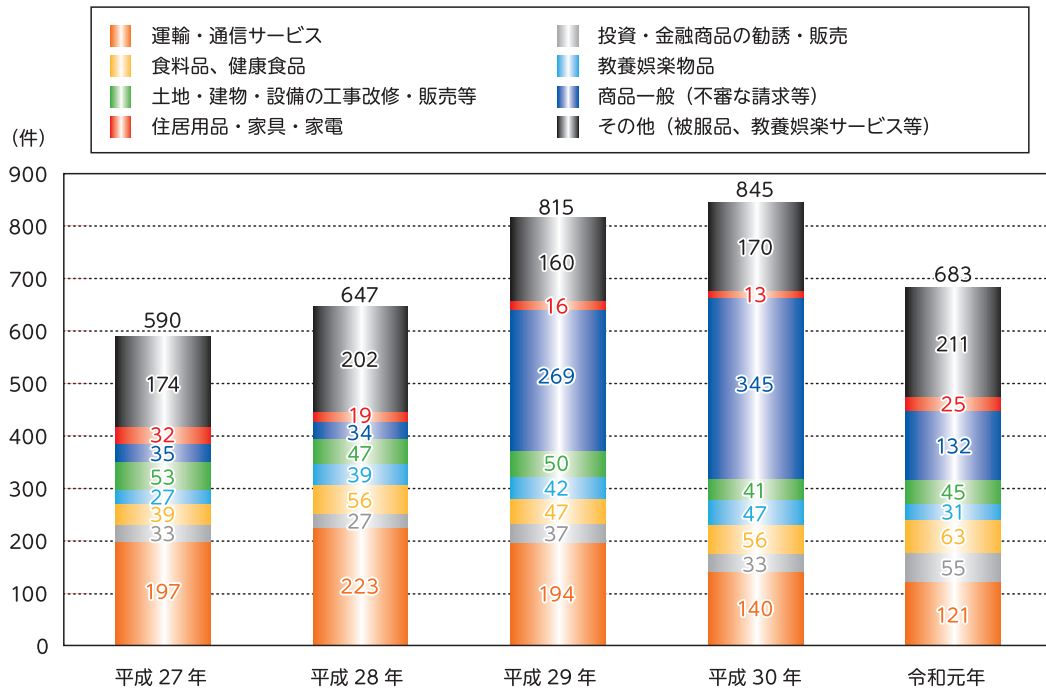
## (2) 消費生活関連情報の収集・提供

○国民生活センターや県民生活センターからの消費生活関連情報を収集し、相談業務に活用するとともに、消費者に必要な情報を提供します。

基本構想

資料編

## 消費生活相談件数



### みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
消費者相談の充実を図ります。 (相談件数)	605 件	683 件	700 件

### 主要な事業

事業名	事業内容
消費者教育推進事業	消費者教育の推進



市民生活展



消費生活の出前講座

## 政策

## 9

## 地域に生かす国際交流を推進するまち

## (国際交流)

序論

後期基本計画

## SDGs への貢献



## 基本方針

国際交流団体を中心として、友好都市との交流の深化や、市民の国際理解への意識高揚を図るとともに、地域の特性を生かし、地域活性化に寄与する国際交流活動の推進に努めます。また、外国人と地域の人たちがともに、安全に安心して暮らせる環境づくりを進めます。

## 施策の内容

## 施策1 国際交流の推進

## (1) 地域の特性を生かした交流活動

○世界遺産富士山があるまちとして、世界中から訪れる人を富士宮らしくもてなし、交流する事業を実施します。

## (2) 新たな国際交流活動の展開

○民間団体をはじめとする個人や企業などの多様な主体により、地域の活性化につながる新たな文化交流や経済交流を積極的に推進します。

## (3) 国際化と情報発信機能の強化

(「観光」(76 ページ) の項 参照)

## (4) 受入体制の確立

(「文化・芸術」(105 ページ) の項 参照)

## 施策2 国際理解への意識の高揚

## (1) グローバル人材の育成

○異文化理解と日本人としてのアイデンティティー、国際社会における積極性や協調性及びコミュニケーション能力を持ったグローバル化に対応できる人材の育成を進めます。

○友好都市との交流事業や市内在住外国人と日本人が交流する事業を実施し、豊かな国際感覚を持つ人材が育つ環境づくりを進めます。

## (2) 国際協力の推進

○国際協力理解のための講座等の開催や研修生の受入れなどを通じて、国際協力の意識の醸成を図ります。

基本構想

資料編

### (3) 確かな学力が育つ授業の充実

(「義務教育」(98 ページ) の項 参照)

## 施策3 多文化共生社会の推進

### (1) 外国籍市民への支援の充実

- 外国人相談窓口の充実を図ります。
- 外国人と地域の人が共に暮らしやすい多文化共生の地域づくりを目指し、ICT を利用した多言語、やさしい日本語などを活用した情報提供を行います。
- NPO 等民間団体と協力して日本語教室を開催するなど、外国人の日本語の習得を進めます。
- 日本語支援ボランティアなどと協力し、小・中学校での外国籍児童生徒を支援します。

### (2) 地域の理解の促進

- 自治会や国際交流団体などと協力して、防災訓練などの地域や行政の活動に外国人も積極的に参加できる地域づくりを進めます。

## みんなで目指す目標値

成果指標	参考値 (平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
ホームステイボランティアを増やします。	26 世帯	47 世帯 →	56 世帯
日本語ボランティアを増やします。	24 人	52 人 →	75 人
日本語教室へ参加する外国人を増やします。	67 人	57 人 →	85 人

## 主要な事業

事業名	事業内容
国際交流事業	新たな文化交流や経済交流の推進
中高生の海外派遣事業	友好都市や英語圏の都市への中高生の派遣
やさしい日本語普及事業	市民を対象とした、やさしい日本語の講座の実施





世界にはばたく子供たち育成事業



サンタモニカ親善訪問団



韓国栄州市との交流

序論

後期基本計画

基本構想

資料編